

## 国道14号線小松川橋の歩道拡幅等を求める意見書

自転車は、環境意識の向上と健康志向の高まりを背景に、身近な交通手段として利用ニーズが高まっています。

また、交通事故件数の減少傾向に比べ、自転車が関係する事故は増加傾向にあり、特に歩行者と自転車の接触事故が多発しています。

国道14号線の小松川橋では、上り線下流側歩道の有効幅員は約2mという状況であり、ガードパイプ越しに約3m幅のゼブラゾーンが設けられています。

平成21年10月30日金曜日の午前7時から午後7時に実施された国土交通省による交通量調査では、当該歩道では歩行者133人、自転車3,544台、一方、並行しているゼブラゾーンでは歩行者10人、自転車535台の通行が確認されています。

このように、有効幅員約2mの当該歩道の利用者は3,600人を超えています。加えて、本来、歩行者や自転車の通行帯ではないゼブラゾーンにも500人を超える方々が通行せざるを得ないのは、当該歩道が狭いことから、すれ違いの危険性や歩行者との接触を回避するためであり、歩行者及び自転車利用者のいずれにとっても、十分な安全が確保されている歩道とは言い難い状況にあります。

また、小松川橋高架下（中川左岸側）横断歩道部の歩道についても、有効幅員が約1mの狭小箇所があります。

よって、江戸川区議会は、政府に対し、小松川橋を利用する歩行者及び自転車利用者の安全性向上のため、下記の事項について、速やかに対応されるよう強く要望します。

### 記

- 1 国道14号線小松川橋下流側歩道に並行するゼブラゾーン部分を活用し、可能な限り歩道を拡幅するなど、歩行者及び自転車利用者の安全確保を図る実効性ある対策を講じること。
- 2 中川左岸側小松川橋高架下の横断歩道部の歩道狭小箇所については、歩道ルートの見直し、または有効幅員の確保を図る対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月23日

江戸川区議会議長 須賀 精二

内閣総理大臣、国土交通大臣 あて